

## 所得超過による児童手当受給資格消滅後の手続きについて

所得上限限度額超過により児童手当が支給されなくなった後、所得が所得上限限度額未満となった場合、新たに児童手当を受給するためには、認定請求書の提出が必要となります。

※所得超過のため申請が却下された場合も同様です。

◎児童手当の受給資格が消滅（却下）となった年度の翌年以降の所得が、所得上限限度額未満となった場合は、毎年5月中頃から6月頃に交付される市民税・県民税の決定（変更）に関する通知書を受け取った日の翌日から15日以内に認定請求書を提出してください。

※15日以内の提出であれば、当該所得により算定する最初の月に遡って支給されますが、15日を過ぎますと、提出した月の翌月分からの支給となります。

※所得や扶養人数の修正を行ったことにより、所得上限限度額未満となった場合も同様に認定請求書の提出が必要ですが、市民税・県民税の変更通知が発行されない場合がありますので、修正申告後、速やかにこども課へご連絡ください。

◎児童手当の受給資格が消滅（却下）となった年度の所得や扶養人数等の修正申告を行ったことにより、所得が所得上限限度額未満となった場合で、当該年度の所得情報が紀の川市外の方についても、修正申告後、速やかにこども課へご連絡ください。

### 《申請に必要な書類》

- ・請求者の金融機関の口座番号がわかるもの（普通預金通帳やキャッシュカード）
- ・3歳未満の児童手当の対象となる児童がいる場合、請求者の健康保険証（紀の川市国民健康保険に加入されている方は不要です。）
- ・請求者及び配偶者の個人番号がわかるもの（個人番号カードや通知カード等）
- ・本人確認書類（免許証や旅券等）
- ・代理人が手続きを行う場合、委任状及び代理人の本人確認書類
- ・請求者と対象児童の住所が異なる場合、児童の個人番号がわかるもの（個人番号カードや通知カード等）

※その他、添付書類が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※父母共に所得がある場合、所得額が高い方の所得を用いて審査します。

※消滅（却下）年度が不明な方は、こども課までお問い合わせください。